令和８年度　民族共生象徴空間　ふれあい館国際交流展示企画等業務　仕様書

１　業務名

令和８年度　民族共生象徴空間　ふれあい館国際交流展示企画等業務

２　業務目的

本業務は、ウポポイにおける先住民族文化に係る国際交流の歩みや各々の先住民族が有する文化、施設等を紹介することにより、来園者に海外先住民族の魅力を体験していただくとともに、海外の先住民族との対比を通じてアイヌ文化に対する来園者の一層の興味関心を醸成させるため、ふれあい館に海外先住民族の歴史、文化、施設等に関するデジタル技術を駆使した新たな展示の企画、コンテンツの制作及び設置を行うものである。

３　履行期間

契約締結の日から令和９年３月３１日（水）まで

４　履行場所

白老町ウポポイ内のふれあい館。利用可能空間は別図のとおり。

５　業務内容

受注者は、以下の内容を実施するものとする。

（１）展示企画・構成

①発注者が提供する素材のほか、発注者と協議のうえ適切な素材を選定し、ウポポイの国際交流の歩み、各国先住民族の文化・施設等を紹介する展示を企画すること。

②展示は、ウポポイが行う国際交流の趣旨を踏まえ、先住民族文化の多様性、歴史的背景、文化的価値等を来館者に伝える構成とすること。

③デジタル展示と非デジタル展示を適切に組み合わせ、来館者の興味を引き、理解を促進する展示とすること。

（２）展示素材の選定、収集等

①展示素材は、発注者が提供するもの、発注者との協議により選定するもの及び海外撮影等により収集したものによること。

②一部の展示素材については、発注者の指示に基づき、海外での撮影・取材等を行い、素材を入手・作成すること。なお、この場合に必要となる撮影等の機材及び人員は受注者が用意すること。

③海外での撮影・取材等に要する受注者の旅費及び旅行手配は、発注者が別途措置する。

（３）展示コンテンツの制作

①収集した素材を基に、展示用のデジタルコンテンツおよび非デジタル展示物を制作

すること。

②コンテンツは、世界の先住民族文化を正確かつ魅力的に伝える内容とすること。

③デジタルコンテンツには、映像、画像、音声、インタラクティブ要素、プログラム等を含め、没入感・視認性・解説性を備えた構成とすること。

④非デジタル展示物についても、造形、パネル制作、資料加工等を行い、来館者の興味を引く工夫を施すこと。

（4）デジタル技術の活用

①展示には、AR・MR・３D 等、最新のデジタル技術を可能な限り活用すること。

②デジタル展示は、以下の要件を取り入れた創意工夫を施すこと。

・空間的広がりや臨場感を感じられるような仕掛け等。

・来館者の目を引く動的表現やインタラクション等。

・文化的趣旨などが理解しやすい説明を施すこと（多言語対応を含む)。

③デジタル機器の設置にあたっては、ふれあい館の既存電気設備・容量・配線状況を考慮し、必要な範囲で適切な機器構成を提案すること。

（5）非デジタル展示の工夫

①実物資料、写真パネル等の非デジタル展示についても、来館者の興味を引く演出（ストーリー性、体験要素、触知可能な素材等）について工夫すること。

②デジタル展示との連携を図り、展示全体として統一感のある構成とすること。

（6）広報・PR 素材の作成

①ふれあい館展示物の宣伝用リーフレットを制作すること。

（7）設計・施工・調整

①展示に必要な機材・什器・装飾等の設計、制作、設置、調整を行うこと。

②ふれあい館の既存施設・動線・安全基準を踏まえ、適切な施工計画を立案すること。

③展示の運用に支障がないよう、機器の保守性・耐久性を考慮した設置とすること。

④将来的に展示コンテンツの変更が円滑に行える余地を残すこと。

（8）発注者との協議

①展示企画、素材選定、海外撮影、コンテンツ制作方針、機材構成、設置計画等について、発注者と適宜協議し、承認を得ながら進めること。

6　自由提案

上記５のほかにウポポイの認知度向上及び誘客促進につながる、より効果的と思われる企画がある場合は、参考業務規模の範囲内で提案することも可とする。

7　成果品等

（1）実績報告書

実施状況、履行した内容等を記載した実績報告書を提出すること（図面及びデジタル

コンテンツの説明書を含む)。

報告書については、電子媒体及び紙媒体各１部を提出するものとする。

（２） 監修、著作権

①展示物及び広報・PR 素材の内容については、仮編集や初校の段階で発注者の確認・監修を受けること。

②本委託業務に係る成果品（データ）の所有権及び著作権は、原則、委託者に帰属する。ただし、既存の著作権が設定されている素材についてはこの限りではない。

③委託者に帰属することができない著作物の内容については、事前に委託者と協議すること。

④第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。

⑤受託者は、成果物にかかる著作物につき著作者人格権を行使しないものとする。

⑥本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じる場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8　その他必要な事項

本仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、委託者と適宜協議すること。

9　その他

（１） 本業務に必要な基礎資料等については貸与する。なお、貸与資料は委託者の承諾なしに公表し、又は複製してはならない。

（２） 受託者は、業務の実施期間中、委託者の要請に応じて、随時、業務の進捗状況等を報告すること。

（３） 本業務を実施するにあたり、全体の進捗状況を把握し、各部門のスタッフと連携できる運営責任者を置く。委託者との調整は運営責任者を通じて行うこととする。

（４） 本業務の実施にあたり、受託者において対外的に公表する必要が生じた事案が発生した場合は、速やかに委託者に報告及び相談すること。